

平成 30 年 8 月 3 日

新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

滋賀県近江八幡市鷹飼町 6 5 6 - 2
太 陽 電 機 株 式 会 社
代 表 取 締 役 平 山 浩 二

当社は、平成 30 年 7 月 27 日付で作成した分割計画書に基づき、平成 30 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社が営むアミューズメント産業向け事業に関して有する権利義務を、新たに設立する太陽電設株式会社（以下「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。

本件新設分割に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項）

平成 30 年 7 月 27 日付作成の分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。新設分割設立会社が発行する株式については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、700 株といたしました。

なお、交付株式数につきましては、本件新設分割による当社の純資産に変更がなく、また新設分割設立会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第 4 条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

①当社の平成 30 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ金 82,092 千円及び金 52 ; 229 千円であり、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分であると判断しております。

②本件新設分割後は、新設分割設立会社に承継される債務の全てについて、重畳的債務引受けをするものいたします。

③本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

④以上を踏まえ、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関して

本件新設分割後における新設分割設立会社の収益状況について、新設分割設立会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上

新設分割計画

この新設分割計画は、太陽電機株式会社（以下「当社」という。）のアミューズメント産業向け事業（以下「本件対象事業」という。）を目的として、当社の事業の一部を新たに設立する会社（以下「新設分割設立会社」という。）に承継させるため新設分割（以下「本分割」という。）をなすにあたり、その分割計画の内容を以下のとおり定めるものである。

1. 新設分割設立会社の定款

新設分割設立会社の所在地は、大阪府寝屋川市石津中町15番3号とし、定款は別紙A記載のとおりとする。

2. 新設分割設立会社の設立時取締役

取締役 平山 浩二

3. 新設分割設立会社が新設分割により新設分割をする当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

分割により新設分割設立会社に承継される債務の全てについて、分割後、当社は重疊的債務引受をするものとする。

別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりである。

4. 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する本件対象事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立会社の株式の数（以下「本件発行株式数」という）並びに新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(1) 本件発行株式数：700株

(2) 新設分割設立会社の資本金：500万円

(3) 新設分割設立会社の資本準備金：会社計算規則49条1項が定める株主資本等変動額から上記(2)の金額を控除した額

(4) 新設分割設立会社の利益準備金：金0円

5. 分割期日

本件分割をなすべき期日は、平成30年9月1日とする。但し、必要に応じて、これを変更することができる。

平成30年7月27日

滋賀県近江八幡市鷹飼町656-2
太陽電機株式会社
代表取締役 平山 浩二

(別紙A)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、 太陽電設株式会社 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気工事、電気通信工事及びその請負業
2. 各種機械器具設置工事及びその請負業
3. システム機器、電気機器及び通信機器の販売
4. 各種工場の製造ライン請負業務
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府寝屋川市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1400株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(株主の住所等の届出等)

第11条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。この場合は、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日前3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合は、総会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、書面であることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。ただし、代表取締役に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となり、取締役全員に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1名とし、当会社の議決権を有する株主又は親族であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第22条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社の取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選により代表取締役 1名を定める。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

(取締役に対する報酬等及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益及び退職慰労金については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第28条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

(別紙B)

承継権利義務明細表

当社より新設分割設立会社に承継される権利及び義務は、本件分割期日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社が本件対象事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成30年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

当社が本件対象事業に関して有する、

- (1) 流動資産 現預金及び売掛金並びに貸付金
- (2) 流動負債 未払金

2. 契約上の地位

- (1) 本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新設分割設立会社に承継されない。

3. 雇用契約

本件分割期日において、本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、本件分割期日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ以後、新設会社において本件対象事業に従事させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定する。

以上